

入札説明書等の修正(新旧対照表)

令和元年9月27日に公表した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」の入札説明書等(10月18日改訂版も含む)を次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
1	入札説明書	14	3. 入札参加者に関する事項 (1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件等 3) 各業務の参加資格イ	参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、事業契約締結までに上記1)及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。	参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、事業契約締結までに上記1)、2)及び3)ア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。
2	入札説明書	17	4. 入札に関する事項 (2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表 ア 受付期間	【第1回】令和元年9月27日(金)～10月7日(月)16時まで 【第2回】令和元年10月21日(月)～10月28日(月)16時まで	【第1回】令和元年9月27日(金)～10月7日(月)16時まで 【第2回】令和元年10月21日(月)～10月28日(月)16時まで 【第3回】令和元年11月25日(月)～11月26日(火)16時まで
3	入札説明書	17	4. 入札に関する事項 (2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表 ウ 回答	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和元年10月中旬までに、第2回質問の回答は令和元年11月中旬までに機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和元年10月中旬までに、第2回質問の回答は令和元年11月中旬までに、 <u>第3回質問の回答は令和元年12月上旬までに機構ホームページへの掲載等、</u> 適宜な方法により公表する。
4	入札説明書	17	4. 入札に関する事項 (3) 競争参加資格の確認(第一次審査)等 2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等 ア	入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件(3.(1)に記載の要件)を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。	入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件(3.(1)1)、2)、3)に記載の要件)を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
5	入札説明書	18	4. 入札に関する事項 (4) 競争参加資格確認審査 1) 競争参加資格要件	競争参加資格の確認審査は入札参加者が備えるべき参加資格要件(3.(1)に記載の要件)を満たしているかどうかの確認審査を行う。入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札時において3.(1)に示す要件を一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。	競争参加資格の確認審査は入札参加者が備えるべき参加資格要件(3.(1)1)、2)、3)に記載の要件)を満たしているかどうかの確認審査を行う。入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札時において3.(1)1)、2)、3)に示す要件を一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。
6	入札説明書	19	4. 入札に関する事項 (6) 官民対話の実施	入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として対話の場を設けることを予定している。この官民対話は、(2)の入札説明書に対する質問回答(第2回)とあわせて実施する。	入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として対話の場を設けることを予定している。この官民対話は、(2)の入札説明書に対する質問回答(第2回及び第3回)とあわせて実施する。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
7	入札説明書	19	4. 入札に関する事項 (6)官民対話の実施 ア 開催日時	令和元年10月下旬	令和元年10月下旬及び11月下旬
8	入札説明書	19	4. 入札に関する事項 (6)官民対話の実施 ウ 参加申込方法	(2)アの第2回質問受付期間中(令和元年10月21日(月)～10月28日(月))に、質問の提出先において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業】官民対話参加申込」と記入すること。	(2)アの第2回及び第3回質問受付期間中(令和元年10月21日(月)～10月28日(月)及び11月25日(月)～11月26日(火))に、質問の提出先において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業】官民対話参加申込」と記入すること。
9	入札説明書	19	4. 入札に関する事項 (6)官民対話の実施 エ 官民対話の実施	機構は第1回質問回答公表までに、官民対話に係る実施要領(以下、「対話実施要領」という。)を公表する予定である。また、官民対話の実施に先立ち、入札説明書等に関する質問(第2回)を事前に電子メールにて受け付ける。官民対話希望者は、対話実施要領に従い、入札説明書等に関する質問を含めた必要な提出書類を電子メールにて送付すること。その他、具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示す。	機構は第1回質問回答公表までに、官民対話に係る実施要領(以下、「対話実施要領」という。)を公表する予定である。また、官民対話の実施に先立ち、入札説明書等に関する質問(第2回及び第3回)を事前に電子メールにて受け付ける。官民対話希望者は、対話実施要領に従い、入札説明書等に関する質問を含めた必要な提出書類を電子メールにて送付すること。その他、具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示す。
10	入札説明書	19	4. 入札に関する事項 (6)官民対話の実施 オ 回答の公表	機構は、官民対話を実施した際の質問に対する回答について、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第2回質問回答として公表する予定である。	機構は、官民対話を実施した際の質問に対する回答について、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第2回質問回答及び第3回質問回答として公表する予定である。
11	入札説明書	33	7. 契約に関する事項 (4)その他 8)暴力団等による不当介入を受けた場合の措置 イ	機構は、本契約の相手方が①イ又はウの義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講じるものとする。	機構は、本契約の相手方が上記ア②、③の義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講じるものとする。
12	様式集	—	様式4 競争参加資格確認申請書	令和元年9月27日付で入札公告のありました「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」に関する競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。 なお、 <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構入札申込者心得書の第2条及び第3条に該当しない者であること</u> 、並びに、この申請書及び添付書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。	令和元年9月27日付で入札公告のありました「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」に関する競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。 なお、 <u>入札説明書3.(1)1)、2)及び3)ア、イの参加資格要件を満たすこと</u> 、並びに、この申請書及び添付書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。
13	様式45 設計内訳総括表	—	—	修正したシート ・坑道埋め戻し等工事費の直工内訳(一部項目名称や排水処理工の数量の修正) ・瑞浪管理棟他解体工事費の直工内訳(一部項目名称の修正) ・直工総括(2)環境モニタリング調査業務(土壌調査の項目追加) ・環境モニタリング調査業務の直工内訳(一部項目名称の削除及び追加) ・基礎解体等工事費の共通仮設費(一部項目名称の追加)	
14	設計図書	—	—	図面No.1、8、56、73、116、137、213、222、304について改訂	

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
15	要求水準書	62	第5章 モニタリング設備等撤去 2節 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置に関する要求水準 2. 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置 (2) 観測孔閉塞時期と閉塞形態 ④ d	以上の作業を2週間程度実施し、MPケーシングの回収の目途が立たないと判断される場合は、MP ケーシングを深度100m前後で切断し、切断箇所より上部のMP ケーシングを引き上げる。	以上の作業を2週間程度実施し、MPケーシングの回収の目途が立たないと判断される場合は、MP ケーシングの切断深度(深度100m前後を想定)等対応方法については、事前に機構と協議した上で、切断箇所より上部のMP ケーシングを引き上げる。
16	要求水準書	62	第5章 モニタリング設備等撤去 2節 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置に関する要求水準 2. 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置 (3) 観測孔閉塞時期と閉塞形態 ④ e	ボーリング孔の埋め戻し。装置全体が回収できた場合は、原状復帰を念頭に、孔全体を砂・砂利、粘土、モルタル・コンクリート等を組み合わせて埋め戻す。埋め戻しのレイアウトは、事前に機構と協議して許可を得ておくこと。装置回収が不可能だった場合は、装置上端(深度約100m)から深度30mまでφ5～10mmの砂・砂利を充填する。砂利の充填は、孔の途中で詰まることのないように行う。	ボーリング孔の埋め戻し。装置全体が回収できた場合は、原状復帰を念頭に、孔全体を砂・砂利、粘土、モルタル・コンクリート等を組み合わせて埋め戻す。埋め戻しのレイアウトは、事前に機構と協議して許可を得ておくこと。装置回収が不可能だった場合は、装置切断深度から深度30mまでφ5～10mmの砂・砂利を充填する。砂利の充填は、孔の途中で詰まることのないように行う。
17	要求水準書	62	第5章 モニタリング設備等撤去 2節 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置に関する要求水準 2. 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置 (2) 観測孔閉塞時期と閉塞形態 ⑤ d	以上の作業を2週間程度実施し、SPMPシステムの回収の目途が立たない場合は、SPMPシステムを深度100m前後で切断し、切断箇所より上部のSPMPシステムを引き上げる。	d. 以上の作業を2週間程度実施し、SPMPシステムの回収の目途が立たない場合は、SPMPシステムの切断深度(深度100m前後を想定)等対応方法については、事前に機構と協議した上で、切断箇所より上部のSPMPシステムを引き上げる。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
18	要求水準書	62	第5章 モニタリング設備等撤去 2節 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置に関する要求水準 2. 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去・ボーリング孔の閉塞措置 (2) 観測孔閉塞時期と閉塞形態 ⑤ e	e. ボーリング孔の埋め戻し。装置全体が回収できた場合は、原状復帰を念頭に、孔全体を砂・砂利、粘土、モルタル・コンクリート等を組み合わせて埋め戻す。埋め戻しのレイアウトは、事前に機構と協議して許可を得ておくこと。装置回収が不可能だった場合は、装置上端(深度約100m)から深度30mまでφ5～10mmの砂・砂利を充填する。砂利の充填は、孔の途中で詰まることのないように行う。	e. ボーリング孔の埋め戻し。装置全体が回収できた場合は、原状復帰を念頭に、孔全体を砂・砂利、粘土、モルタル・コンクリート等を組み合わせて埋め戻す。埋め戻しのレイアウトは、事前に機構と協議して許可を得ておくこと。装置回収が不可能だった場合は、 <u>装置切断深度から</u> 深度30mまでφ5～10mmの砂・砂利を充填する。砂利の充填は、孔の途中で詰まることのないように行う。
19	基本協定書(案)	3	第7条 事業契約の締結	甲は、事業契約の締結がなされる前に、本事業に関して、乙又は丙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。	甲は、事業契約の締結がなされる前に、乙又は丙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、 <u>事業契約を締結しないことができる。ただし、第1号から第4号については、本事業に関して該当する場合についてのみ本項を適用するものとする。</u>
20	基本協定書(案)	16	別紙7 違法行為を行っていないこと等の誓約書 1.	公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(同法第8条の3の規定により準用される場合を含む。)が行われた事実がなく、当該納付命令が確定した事実がないこと。	本事業に関して、公正取引委員会が、乙又は丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙又は丙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(同法第8条の3の規定により準用される場合を含む。)が行われた事実がなく、当該納付命令が確定した事実がないこと。
21	基本協定書(案)	16	別紙7 違法行為を行っていないこと等の誓約書 2.	当社ら又は当社らの代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑が確定した事実がないこと。	本事業に関して、当社ら又は当社らの代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑が確定した事実がないこと。
22	基本協定書(案)	16	別紙7 違法行為を行っていないこと等の誓約書 3.	当社らの役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定した事実がないこと。	本事業に関して、当社らの役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定した事実がないこと。
23	基本協定書(案)	16	別紙7 違法行為を行っていないこと等の誓約書 4.	その他当社らの役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1項から前項に規定する違法な行為をしたことがないこと。	本事業に関して、その他当社らの役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1項から前項に規定する違法な行為をしたことがないこと。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
24	事業契約書(案)	3	第1条 定義 (31)	「不可抗力」とは、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害、その他地滑り、突発的な湧水、ガス噴出、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工事用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの(入札説明書等で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。)等をいう。但し、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。	「不可抗力」とは、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害、その他地滑り、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工事用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの等をいう。但し、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。
25	事業契約書(案)	10	第31条 坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更	機構は、必要があると認める場合には、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部について坑道埋め戻し及び原状回復業務期間を変更することができる。	機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、坑道埋め戻し及び原状回復業務の全部又は一部について坑道埋め戻し及び原状回復業務期間を変更することができる。
26	事業契約書(案)	10	第32条 坑道埋め戻し及び原状回復業務期間変更の場合の費用負担	(新規追加)	(4) 法令変更による場合は、第82条(法令改正等による増加費用及び損害の取り扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。
27	事業契約書(案)	14	第49条 環境モニタリング調査期間の変更	第49条 機構は、必要があると認める場合には、環境モニタリング調査業務の全部又は一部について環境モニタリング調査期間を変更することができる。	第49条 機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、環境モニタリング調査業務の全部又は一部について環境モニタリング調査期間を変更することができる。
28	事業契約書(案)	20	第73条 事業者の債務不履行による契約解除 第1項	(5) 事業用地の使用許可が取り消されたとき。 (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。 (7) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると機構が認めるべき相当の理由があるとき。	(削除) (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。 (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると機構が認めるべき相当の理由があるとき。
29	事業契約書(案)	21	第73条 事業者の債務不履行による契約解除 第3項	構成員又は協力会社が、本契約の締結に至るまでの一連の手続き(入札を含む)に関して次の各号の一に該当したときは、機構は本契約を全部解除することができる。	構成員又は協力会社が、本事業に関して、本契約の締結に至るまでの一連の手続き(入札を含む)に関して次の各号の一に該当したときは、機構は本契約を全部解除することができる。
30	事業契約書(案)	23	第75条 違約金等 第7項	事業者が、本条の違約金を機構の機構の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。	事業者が、本条の違約金を機構の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を機構に支払わなければならない。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日及び10月18日公表)	修正後(11月18日公表)
31	事業契約書(案)	26	第86条 契約の保証 第2項	坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務にかかる保証金額又は保険金額は、坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用、立替手数料)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日とする。なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。	坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務にかかる保証金額又は保険金額は、坑道埋め戻し及び原状回復業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用、立替手数料)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日とする。
32	事業契約書(案)	27	第86条 契約の保証 第3項	環境モニタリング調査業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務にかかる保証金額又は保険金額は、環境モニタリング調査と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務の各年度のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日とする。なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。	環境モニタリング調査業務と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務にかかる保証金額又は保険金額は、環境モニタリング調査と、モニタリング設備等撤去業務のうち立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務を除く業務の各年度のサービス対価[ただし、金利支払額(その他費用)を含まず、消費税及び地方消費税を含む]の10分の1以上の金額とし、保証又は保険の有効期間は、各業務の開始日から終了日とする。
33	事業契約書(案)	62	別紙7 法令改正等による増加費用及び損害の負担	また、機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。	また、①に関して機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。